令和６年第１回金沢市農業委員会総会

議　　事　　録

１　日　時　　令和６年１月３０日（火）　午後３時～午後４時30分

２　場　所　　金沢市第二本庁舎　２３０１会議室

３　議　件　　「令和６年第１回金沢市農業委員会総会議案書」のとおり

４　出席者　　別紙のとおり
（農業委員１９名、農地利用最適化推進委員９名、
事務局３名）

５　議　事　　別紙のとおり

令和6年第1回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田　久志	○
2	井口　栄市	○
3	東　　穣	○
4	東中　　守	○
5	新田　涼子	○
6	山口　範子	○
7	二口　和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井　伸一	○
9	田辺　善郎	○
10	松平　裕喜	○
11	庄田　純一	○
12	下村　繁之	○
13	五坊　隆一	○
14	山川　叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村　明義	○
16	北本　久一	○
17	鮒岡　　裕	○
18	小林　博紀	○
19	川端　　満	○

出席　19名

欠席　　名

計　19名

農地利用最適化推進委員

	委 員 氏 名	出欠
1	山下　　一	○
2	髙村　雅一	○
3	山岸　良一	○
4	堀越　一彦	○

	委 員 氏 名	出欠
5	北山　新一	○
6	山村　哲夫	○
7	中村　義昭	○
8	菊知　　亮	○

	委 員 氏 名	出欠
9	吉本　尚紀	○

出席　9名

欠席　　名

計　9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	定刻となりましたので、 令和６年第１回金沢市農業委員会総会を開会いたします。 本日は、ご来賓として、ご多用の中、 村山市長、山森農林水産局長にご臨席をいただいております。 誠にありがとうございます。 開会にあたり、金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、皆様には、ご起立くださるようお願いいたします。 前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和ください。
	（憲章の唱和）
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。 はじめに、井口会長よりご挨拶をお願いします。
会　長	（挨　拶）
事務局長	ありがとうございました。 それでは、引き続きまして、ご来賓の村山市長より、ご祝辞を頂戴したいと存じます。よろしくお願いします。
	（市長が演壇の前へ）
市　長	（祝　辞）
事務局長	どうもありがとうございました。 村山市長、山森農林水産局長におかれましては、次の公務がございますので、ここでご退席となります。誠にありがとうございました。
	（市長　退席）
事務局長	議事に入る前に、座席の配置換えを行いますので、しばらくお待ちください。
	（配置換え）
事務局長	これより、議事に移らせていただきます。 この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が務めることになっております。 井口会長よろしくお願いします。

会長	それでは議事を進めてまいります。 本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。 また、推進委員の出席者は９名であります。 本日の議事録は、金沢市農業委員会会議規則第10条第２項の規定により、会長及び総会において定めた２名以上の委員が署名することになっております。 そこで、議事録署名委員は２名とし、議長が指名することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
会　長	ご異議なしと認め、議事録署名委員には、山口委員と福井委員の２名を指名いたします。 これより、報告事項にまいります。 報告第１号　令和５年事業報告について、はじめに、二口副会長から総括事項の報告を願います。
二　口 副会長	令和５年に実施した事業について、ご報告いたします。 議案書１ページをご覧ください。 長らく終息が見通せなかった新型コロナウイルス感染症も昨年５月に感染症法上の位置付けが５類に移行し、全国各地で観光客が増加するなど、社会経済活動が活発化する一方で、農業・農村を取り巻く環境は、生産資材の価格高騰、異常気象等による自然災害の発生、鳥獣被害の拡大など、依然として厳しい状況が続いています。 このような中、昨年４月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、これまでの「人・農地プラン」は将来の地域農業の指針となる「地域計画」として策定・実施することとなり、農業委員会組織は、「目標地図」の素案づくりをはじめ、農地利用の最適化の取り組みにより一層邁進しているところです。

	本委員会においては、昨年７月、改正農業委員会法の下での３回目の委員改選を行い、農地利用の最適化に向け、日常活動を起点とした委員活動の強化とともに活動記録簿への記帳の徹底を図りながら、地域の話し合いへの参画や農地利用状況調査など、新たな組織体制での活動を精力的に行ってきました。 併せて、地域ごとのグループ活動の強化に加え、先進地視察調査や各種研修会の実施、農地制度の厳正な運用の徹底など、委員の資質の向上と組織の活性化にも積極的に取り組んで参りました。 これより、令和５年の事業について、順次、ご報告いたします。
会　長	総会の開催等について、朝日事務局長から報告願います。
事務局長	ご報告いたします。２ページをご覧ください。 「１．総会の開催」については、令和５年１月 30 日の第１回総会の年次総会におきまして、令和５年の事業計画について、ご承認をいただき、以降毎月１回、総会を開催しております。 また、7 月 20 日に臨時総会として組織総会を開催いたしました。各総会における議案等につきましては、記載のとおりでございます。 次に、３ページをご覧ください。 「２．組織準備会の開催」については、５月 25 日と７月７日に開催し、８名の委員により、組織総会の開催に向け、各候補者の推薦等の準備を進めて参りました。 「３．運営委員会の開催」については、第１回総会の前に一度開催したほか、毎月の総会前に開催し、総会での協議事項などについて調整を図って参りました。 各運営委員会における議題につきましては、記載のとおりでございます。

	続いて、５ページの「４．先進地農事視察及び研修」でございますが、 「（１）農事視察等」については、県外農事視察を５月 29 日から 31 日にかけて実施し、佐賀県及び長崎県にて、長い歴史のある製茶・加工・販売施設などを視察しました。 次に、11 月の県内農事視察では、加賀市の株式会社なっぱ会における「食品リサイクルで生成された堆肥の利用や、廃食用油を燃料とした温室ハウス」など、循環型農業への取り組みについて視察しました。 グループリーダー視察研修については、10 月 31 日から 11 月１日にかけて、グループリーダーの井口委員、庄田委員、田辺委員及び代理の福井委員、北本委員の５名が、京都府の京丹波町における「「委員活動の手引き」を活用した地域計画の策定の推進」、福知山市における「山間地域の営農体制づくりと移住促進等の取り組み」等について視察しました。 新任委員視察研修については、11 月７日から８日にかけて、山川委員、新田委員、山口委員、堀越委員の４名が、福島県の福島市における「農業委員・推進委員の活動の見える化への取り組み」、郡山市における「タブレット端末を利用した農業委員会の取り組み」等について視察しました。 「（２）研修会の開催、参加」については、３月、８月、９月の各総会において、タブレット端末の操作方法や、本市の重点施策などについての研修を行いました。 ８月には石川県農業会議主催の加賀地区農業委員会研修会に参加したほか、３月、６月、８月には認定農業者の委員を対象とした研修会に、９月には農業者年金加入促進特別研修会に参加しました。 また、10 月には女性の新任委員初任者研修会と北信越ブロック女性の農業委員会研修会に女性委員が参加しました。 次に、「５．大会等への参加」でございますが、　３月、７

	月、９月の石川県農業委員会女性協議会に女性委員が参加しました。 10 月には金沢市農林漁業功労賞贈呈式に運営委員が出席しました。 また、10 月に開催された「石川の農林漁業まつり」では、石川県農業委員会女性協議会によるブース出展に女性委員が参加しました。 11 月には第 61 回石川県農業委員会大会に参加し、「農業政策に関する提案（案）」等を全会一致で可決しました。 同じく 11 月には東京で開催された全国農業委員会会長代表者集会に会長が参加されました。 「６．視察研修の受入」については、５月に福島県天栄村農業委員会の視察研修を受け入れ、本委員会活動の概要説明のほか、情報交換を行いました。 以上でございます。
会　長	次に農地部門の事業実施状況について、北本農地小委員会副委員長から報告願います。
北本 農地小委 員会副委 員長	「７．農地部門の事業実施状況」について、ご報告いたします。７ページ、８ページをご覧ください。 「（１）総会における審議」については、毎月、農地法に基づく許可等について審議しており、各議案等における件数及び農地面積については、記載のとおりです。 次に、９ページをご覧ください。 「（２）農地利用状況調査（農地パトロール）等の実施」についてです。 「①農地利用状況調査」については、市内全域の農地の耕作状況を調査し、結果を農地基本台帳に記録しました。 調査に当たっては、11 台のタブレット端末を使用し、グループ単位での調査体制により、９月から 11 月にかけて現地調査を行いました。

	「②３条許可にかかる地域調和要件の調査」及び「③転用案件等農地調査」については、必要に応じて、適宜、現地調査を実施し、「④農業参入法人の農地利用状況調査」については、農地所有適格法人以外の 10 法人に対して農地の利用状況を調査しました。 「（３）農地利用意向調査の実施」については、令和４年の農地利用意向調査において未回答の農地所有者に対し、農業委員・推進委員が戸別訪問による意向調査を実施しました。 次に、10 ページをご覧ください。 「（４）農地相談会の開催」については、10 月 22 日の金沢農業まつりにおいて、会場内に相談コーナーを設け、農地の受け手に関する相談等に応じました。 また、農地利用意向調査における戸別訪問など日常の委員活動を通じて、随時、農地相談を行いました。 「（５）調査・統計事業」については、売買や転用などによる農地の移動状況について動向を調査しました。各年次における推移は、グラフのとおりです。 なお、令和５年の数値については、公共転用分が集計中のため、載せておりません。 「（６）「届」・「願」等の処理状況」については、記載のとおり耕作証明など合計 244 件について処理しました。 以上です。
会　長	次に農政部門の事業実施状況について、東中農政小委員会副委員長から報告願います。
東中農政小委員会副委員長	「８．農政部門の事業実施状況」について、ご報告いたします。11 ページをご覧ください。 「（１）総会における審議」ついては、９回実施しており、金沢農業振興地域整備計画の変更等に関して審議しました。 「（２）農地利用の最適化の推進状況等の公表」については、「令和４年度農地利用の最適化の推進状況等」について、

	６月 30 日に石川県に報告のうえ、全国農業会議所及び金沢市のホームページにおいて公表しました。公表の内容については、記載のとおりです。 「（３）最適化活動の目標の設定等の公表」については、「令和５年度最適化活動の目標の設定等」について、４月 28 日に石川県に報告のうえ、全国農業会議所及び金沢市のホームページにおいて公表しました。公表の内容については、記載のとおりです。 続いて、12 ページの「（４）担い手の育成・支援」については、担い手への農地集積を促進するほか、金沢農業大学校の研修生・修了生や、新規就農希望者等の相談にのり、農地の斡旋等を行いました。 「（５）農業者年金業務」については、農業者年金事務連絡協議会の開催のほか、連絡協議会による説明会などを実施し、現在、加入者は 20 人、受給者は 170 人となっています。 なお、令和５年は２人の新規加入がありました。 以上です。
会　長	次に、農地利用最適化推進活動について、山村代表推進委員から報告願います。
山村 代表推進 委員	「９．農地利用最適化推進活動」について、ご報告いたします。13 ページをご覧ください。 「（１）「新たな農地利用最適化」の推進」については、日常活動を起点とした委員活動の強化と活動記録簿への記帳の徹底等による活動の見える化を基本に、農地の見守り活動や、生産者への声掛け活動等を行いました。 「（２）担い手への農地集積・集約化」については、金沢市、ＪＡと連携し、法定化された地域計画の策定に向け、地域の生産者の意向を調査のうえ、目標地図の素案を作成するなど、農地利用の集積・集約化を推進しました。 続いて、14 ページの「（３）遊休農地の発生防止・解消」に

	ついては、市内の農地について利用状況調査を実施し、遊休農地等の状況把握を行いました。 遊休農地の緑区分と判断されたもののうち、貸付け意向のある農地について、新たに13筆を「金沢市農地バンク」に登録しました。 「（４）新規参入の促進」については、金沢農業大学校の研修生・修了生や、新規就農希望者等への農地の斡旋等により、円滑な就農に繋げました。 また、関係機関との情報共有等により、新たな担い手の支援に繋げました。 以上です。
会　長	次に、広報活動の充実・強化について、山川広報編集委員会副委員長から報告願います。
山川 広報編集 委員会副 委員長	「10．広報活動の充実・強化」について、ご報告いたします。15ページをご覧ください。 「（１）農業かなざわの発行」については、広報編集委員を中心とした取材活動のもと、広報誌「農業かなざわ」を４月と９月に、8,800 部ずつ発行し、本委員会の活動状況等についての広報活動を行いました。 なお、広報編集委員会は６回開催しており、広報誌の構成や編集方針などについて検討しました。 「（２）農業かなざわの配布」については、広報誌「農業かなざわ」を市内の全小学校（57校）に配布し、農業委員会活動についてＰＲしました。 以上です。
会　長	最後に、農業委員会活動の「見える化」の取り組みについて、朝日事務局長から報告願います。
事務局長	「11．農業委員会活動の「見える化」の取り組み」について、ご報告いたします。 「（１）「農業委員会活動記録簿」への記帳の徹底等」につい

	ては、各委員の活動実績について、「農業委員会活動記録簿」への記帳の徹底とともに、事務局との情報の共有化を図ることで、活動の「見える化」に取り組みました。 「（２）活動内容等の公表」については、各回の総会議事録を金沢市ホームページにおいて公表したほか、「令和４年度農地利用の最適化の推進状況等」及び「令和５年度最適化活動の目標の設定等」について、全国農業会議所及び金沢市ホームページにおいて公表しました。 以上でございます。
会　長	ご説明ありがとうございました。 報告第１号　令和５年事業報告については、ただいま説明があったとおりです。この報告事項について、ご質問等ございませんか。
	（質問なし）
会　長	質問等がないようですので、報告第１号については、承認されました。 次に、議案第１号　令和６年事業計画（案）について、上程いたします。 まずは、基本方針について、二口副会長から説明願います。
二口 副会長	令和６年事業計画（案）における基本方針について、ご説明いたします。16 ページをご覧ください。 今年、「食料・農業・農村基本法」が平成１１年（１９９９年）の制定以降、四半世紀ぶりに改正される見通しです。基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展とその基盤としての農村の振興を理念として掲げ、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。 今回の改正では、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準

	の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から見直しを行い、食料安全保障等を柱として位置付けるほか、適正な価格形成の促進と消費者の役割や、生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保と多様な農業人材の役割等についても明確化するとされています。 今後、基本法の改正に伴い、農業・農村政策が新たな方向に向かおうとしている中、本委員会に求められているのは、従来からの金沢市農政部局やＪＡはじめ各関係機関とのより一層の連携と、地域の実情に応じた日々の委員活動の実践であることに変わりありません。 引き続き、農業委員及び農地利用最適化推進委員の緊密な連携のもと、日常活動を起点とした農地利用の最適化の推進と併せ、農地制度に関する法令遵守の徹底、農地相談や広報活動の充実、地域計画の策定促進など、地域に根ざした活動を展開していくこととします。 以上が基本方針でございます。
会　長	総会の開催等について、朝日事務局長から説明願います。
事務局長	17 ページをご覧ください。 「１．総会の開催」については、本日の年次総会のほか、毎月１回、月の下旬に定例総会を開催して参ります。 「２．運営委員会の開催」については、毎月の総会前に開催することを基本に、適宜開催し、総会及び農業委員会の円滑な運営につなげて参ります。 「３．先進地農事視察及び研修」については、引き続き、先進地への視察や研修会を実施するとともに、関係機関開催の各種研修会等にも積極的に参加することといたします。 以上でございます。
会　長	次に、農地部門の事業計画について、川端副会長から、説明願います。
川端	「４．農地部門の事業計画」について、ご説明します。

副会長	「（１）定例総会における農地部門に関する審議」については、農地法、その他関係法令に基づく許可申請等について、適正に審議します。 「（２）農地小委員会の開催」については、無断転用事案等の特定問題に関し、必要に応じて、適宜、開催することとします。 「（３）農地利用状況調査（農地パトロール）等の実施」については、① 農地利用状況調査、② ３条許可にかかる地域調和要件の調査、③ 転用案件等農地調査、④ 農業参入法人の農地利用状況調査を、随時実施して参ります。 なお、農地利用状況調査では、昨年に引き続き、タブレット端末を使用し、グループ単位での調査を実施することといたします。 続いて、18 ページの「（４）農地利用意向調査の実施」については、遊休農地の所有者に対して、利用意向調査を行います。 「（５）農地相談会等の開催」については、農業委員・推進委員が相談員となり相談会を実施するほか、日常の委員活動を通じて、随時、農地相談を行います。 以上です。
会　長	次に、農政部門の事業計画について、小林副会長から説明願います。
小林 副会長	「５．農政部門の事業計画」について、ご説明します。 「（１）定例総会における農政部門に関する審議」については、金沢農業振興地域整備計画等の各種計画や施策に対する意見等に関し、随時、定例総会において審議します。 「（２）農政小委員会の開催」については、農業・農村の活性化や担い手の育成に関し、必要に応じて、適宜、開催することとします。 「（３）担い手の育成・支援」については、認定農業者など

	担い手への農地集積を促進するほか、金沢農業大学校研修生・修了生、新規就農希望者等の相談に応じ、金沢市農地バンクを活用するなど、農地の斡旋等を行います。 「（４）農業者年金の加入促進」については、農業者の老後の生活の安定のため、農業者年金の加入促進を図っていきます。 以上です。
会　長	次に、農地利用最適化推進活動について、山村代表推進委員から説明願います。
山村 代表推進 委員	「６．農地利用最適化推進活動」について、ご説明します。 19 ページをご覧ください。 本委員会の指針に基づき、金沢市、ＪＡ等と連携しながら、グループ活動を中心とした取り組みを行うとともに、農地利用最適化の推進に向け、日常活動を起点とした活動の強化を図っていきます。 「（１）担い手への農地集積・集約化」については、法定化された地域計画の策定に向け、地域における話し合いに農業委員・推進委員が参加するなど、農地の集積・集約化を推進します。 また、農業委員・推進委員が調整役となり、集落営農の組織化や新規就農者への支援等を促進します。 「（２）遊休農地の発生防止・解消」については、引き続き、利用状況調査や意向調査を行い、貸付け可能な農地を「金沢市農地バンク」に登録し、貸し借りの調整を行うなど、遊休農地の発生防止と解消に努めます。 「（３）新規参入の促進」については、金沢農業大学校の研修生・修了生など新規就農希望者を支援するため、委員がサポーターとなり、農地の斡旋や営農相談などを行います。
会　長	次に、広報活動の充実・強化について、松平広報編集委員会委員長から説明願います。

松平 広報編集 委員会委 員長	「７．広報活動の充実・強化」について、ご説明します。 企画から取材・編集までを委員自ら行う「広報編集委員会」の活動をさらに充実させ、農家の身近な話題や農業委員会活動を紹介する広報誌「農業かなざわ」を年２回発行します。 また、農業に対する関心と理解を深めてもらうため、広報誌「農業かなざわ」を農協組合員や市内の全小学校へ配布し、農業委員会活動をＰＲします。 以上です。
会　長	最後に、農業委員会活動の「見える化」の取り組みについて、朝日事務局長から説明願います。
事務局長	「８．農業委員会活動の「見える化」の取り組み」について、ご説明します。 引き続き、各委員の活動実績について、「農業委員会活動記録簿」への記帳の徹底とともに、事務局との情報の共有化を図ることで、活動の「見える化」に取り組んで参ります。 また、各回の総会議事録や農地利用の最適化の推進状況等について公表して参ります。 以上でございます。
会　長	議案第１号　令和６年事業計画（案）については、ただいま説明があったとおりです。この事業計画（案）について、ご質問やご意見等はございませんか。
	（質問なし）
会　長	質問等がないようですので、お諮りいたします。 議案第１号　令和６年事業計画（案）については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
会　長	ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、年次総会に関する議事は終了いたしました。

事務局長	井口会長、議事の進行ありがとうございました。 ここで、休憩を取りまして、10 分後に再開したいと思います。 よろしくお願いいたします。
	【　休　憩　】
会　長	時間となりましたので、議事の方を進めてまいります。 ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。 農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。
	（異議なしの声）
会　長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端 副会長	それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和５年第 12 回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和５年第 12 回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第３条許可申請４件については、12 月 25 日付けで許可書を交付しております。 農地法第４条許可申請１件については 12 月 26 日付けで石川県知事あてに送付し、1 月 18 日付けで許可書が交付されております。 農地法第５条許可申請１件については 12 月 26 日付けで石川県知事あてに送付し、1 月 18 日付けで許可書が交付されております。 非農地証明願１件については、12 月 25 日付けで証明書を

	交付しております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、12 月 28 日付けで公告しております。
川端 副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書は１ページから３ページです。 今回、川北地区から２件、小坂地区、湯涌地区、森本地区及び大徳地区からそれぞれ１件、合計６件の申請がありました。 番号１は、新規就農のため、賃貸借権及び使用貸借による権利を設定するものです。借受人は令和５年８月から、農作業経験を積んだ後、金沢市農地バンクを活用し、就農する方です。 番号２は、自家消費等を目的に、所有権を移転するものです。譲受人は、集落営農組合の構成員です。 番号３は、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 番号４は、親子間の世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。 番号５及び番号６は、ともに経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人及び借受人

	の耕作状況等についても問題ありません。 以上、６件で、面積は合計 8,972.00 ㎡です。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端 副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
川端 副会長	ご異議なしと認め、議案第２号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。 次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は４ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、小坂地区から２件、森本地区から１件、合計３件の申請がありました。 番号１は、所有権の移転を伴う駐車場及び資材置場への転用申請です。 農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりが１０ヘクタール未満であることから第２種農地と判断されますが、既存施設の拡張であることから許可相当であると考えます。 番号２は、所有権の移転を伴う庭への転用申請です。 農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農

	地で、農地の広がりが１０ヘクタール未満であることから第２種農地と判断されますが、隣地の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。 番号３は、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。 農地の区分は、ＩＲいしかわ線森本駅から 300m以内にあることから第３種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 以上、３件で、面積は合計 1,917 ㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
川端 副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、田辺委員から調査結果をご報告願います。
田辺委員	１月 23 日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端 副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。
事務局	地区担当委員の山村委員には、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
川端 副会長	ご異議なしと認め、議案第３号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第４号　非農地証明願について上程いたします。

	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第４号　非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は５ページです。 今回、浅川地区から１件の申請がありました。 番号１は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することが見込めないとのことから申請があったものです。 現況については、１月 11 日、中田委員に申請のとおり原野化していることを確認いただいています。 以上、１件で、面積は合計 1,537 ㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
川端 副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第４号　非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端 副会長	ご異議なしと認め、議案第４号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第５号　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第５号　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、ご説明いたします。 議案書は６ページから８ページです。 利用権貸借の一般分について、内川地区から２件の申し出

	がありました。 賃借権を設定する、契約期間が５年の再設定及び新規設定がそれぞれ１件で、面積は合計 6,908.00 ㎡です。 利用権貸借の機構分について、小坂地区から１件の申し出がありました。 使用貸借による権利を設定する、契約期間が９年１か月の新規設定で、面積は合計 2,177.00 ㎡です。 いずれも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、農地中間管理機構からの転貸予定先は記載のとおりですが、この転貸予定先に関して、金沢市から本委員会に意見を求められていますので、申し添えておきます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端 副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第５号　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等については、原案のとおりに決定するとともに、このうち、機構分の転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
川端 副会長	ご異議なしと認め、議案第５号は、原案のとおりに決定するとともに、このうち、機構分の転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第２号　農地法第４条第１項第７号及び報告第３号農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、事務

	局から報告願います。
事務局	農地法第４条第１項第７号及び第５条第１項第６号の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は９ページから 15 ページです。 届出件数は、第４条が４件で、面積は合計 1,533.00 ㎡、第５条が 18 件で、面積は合計 6,779.00 ㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端 副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、次に報告第４号　農地法第 18 条第６項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第 18 条第６項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 16 ページです。 届出件数は２件、解約理由は記載のとおりで、面積は合計 19,549.00 ㎡です。
川端 副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、次に報告第５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第３条の３第１項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 17 ページから 25 ページです。 届出件数は 12 件で、面積は合計 28,727.34 ㎡、取得事由はいずれも相続で、番号４及び番号６は、あっせんの希望がありましたので、番号４については髙村委員が、番号６については東委員が、それぞれあっせんできる農地かどうか、現

	況確認を行っているところです。
川端 副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、次に報告第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。 議案書は 26 ページです。 権利設定に関して、川北地区及び大徳地区でそれぞれ１件あり、面積は合計 1,799.00 ㎡です。いずれも使用貸借による権利の設定で、契約期間はともに 10 年です。
川端 副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端 副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会　長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第６号　地域計画に関する意見決定について、上程いたします。

	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第６号　地域計画に関する意見決定についてご説明いたします。 本件は、地域計画の策定に当たり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定に基づき、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。 地域計画は、「１　地域における農業の将来の在り方」、「２農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」、「３　農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置」、「４　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」、「５　農業支援サービス事業体一覧」、「６　目標地図」の各項目で構成されています。 今回の地域計画は、三谷地区農業地域計画で、地区内の集落は、正部ほか全６集落です。地域内の農用地等面積は 75.8ha で、地域内の農業を担う者６経営体における農地集積率を 1.0%から 10 年後には 42.0%にする計画となっています。
小林副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第６号　地域計画に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第６号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。 以上で、農政部門の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたしま

	す。
会　長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	（資料に基づき、内容説明）
会　長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
会　長	それでは最後に、１月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	（各委員から報告）
会　長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
会　長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	（副会長挨拶）
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 以上をもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。 皆様方には、長時間にわたりご審議のうえ、ご決定をいただき、誠にありがとうございました。